

三井の

新 医 良 保 険

みついの しんいりょうほけん

無配当新医療保険2011(終身型)
無配当新医療保険2011(有期型)

充実した医療保障をご希望の方に

ご契約年齢 終身型 20歳～75歳
有期型 0歳～60歳

更新について(有期型の場合)

- 主契約および特約が有期型で、保険期間満了の日の2週間前までにご契約者から特に反対のお申し出がない限り、医師の診査や告知書の提出をいただくずに、保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。ただし、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超える場合は、80歳を超えない範囲まで保険期間を短縮して更新されます。
- 更新後の保険期間・入院給付日額等は原則として更新前と同一とします。
- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により計算します。
- 条件付保険特約が付加されている場合は、更新後も条件付保険特約が付加される場合があります。
- 更新された場合、入院日数や告知義務違反による解除のときの期間の計算などについては、更新前と更新後の保険期間を継続したものと取り扱います。
- 各入院給付金の給付日数等のお支払い限度の規定の適用にあたっては、更新前と更新後のお支払いを通算します。
- 更新を希望されないときは、保険期間満了の日の2週間前までにその旨お申し出ください。主契約の更新をされない場合、ご契約は消滅します。また、特約の更新をされない場合、更新をされない部分の保障はなくなります。

保険料のお払い込み免除について

- 所定の高度障害状態①、不慮の事故による所定の障害状態②に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除となります。
- 薬々名人(保険料払込免除特約2007)を付加されたご契約は、所定の3大疾病③、所定の特定要介護状態(180日継続)④、病気による所定の障害状態⑤により所定の条件に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除となります。なお、被保険者が15歳以上の場合のみ付加できます。
- 薬々名人を付加されたご契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加されていない場合に比べて高くなります。
- 条件付保険特約が付加された場合等、ご契約内容によっては、薬々名人を付加できないことがあります。
- 保険料払込免除の事由の原因となる傷害や疾病が責任開始時に生じていた場合には、保険料のお払い込み免除をできないことがあります。

① 所定の高度障害状態 傷害や疾病を原因として、次の状態に該当したとき ・両眼の視力を全く永久に失った ・両腕の用を全く永久に失った 等
② 不慮の事故による所定の障害状態 不慮の事故を原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に次の状態に該当したとき ・1眼の視力を全く永久に失った ・1上肢を手関節以上で失った 等
③ 所定の3大疾病 所定の3大疾病により、下記のいずれかに該当した場合が対象となります。 ・初めてガンにかかったとき(上皮内ガン、悪性黒色腫を除く皮膚ガン、責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物は対象外) ・急性心筋梗塞(狭心症などは対象外)を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき ・脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害等他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき
④ 所定の特定要介護状態(180日継続) 傷害や疾病を原因として、次の状態に該当したとき ・介助なしでは歩行できず、入浴・身の回りについて部分的な介助が必要で、さらに衣服の着脱について全面的な介助を必要とする状態が180日継続 等
⑤ 病気による所定の障害状態 疾病を原因として、次の状態に該当したとき ・両眼の矯正視力の和が0.08以下の状態が180日以上継続 ・人工肛門の造設とそれによる所定の排尿機能障害が180日以上継続 等

指定代理請求特約について

- 主契約の被保険者が受取人となる給付金等について、主契約の被保険者に自らご請求できない所定の事情が生じた場合、あらかじめ指定された指定代理請求人は、その事情を示す書類およびその他の必要書類をご提出いただき当社の承諾を得たうえで、主契約の被保険者の代理人として給付金等をご請求いただくことができます。
- 給付金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその給付金等をご請求されてもお支払いできません。
- ご契約者が法人で給付金等の受取人となる場合は、代理請求を行うことはできません。また、ご契約後、ご契約者の変更等により給付金等の受取人が法人へ変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとしてお取り扱いします。

保険料の継続割引について(終身型の場合)

- ご契約後3年間ご継続いただいた場合(3年間の保険料をお払い込みいただいた場合)、4年目から無配当新医療保険2011(終身型)の保険料を割り引きます。
 - 一時払契約・頭金部分については、保険料は割り引かれません。
- ## 解約返戻金・死亡返還金・貸付について
- 終身型の場合、主契約には、保険料払込期間中は解約返戻金がありません。一時払契約・頭金部分には解約返戻金がありますが、その金額は多くの場合途中から減少に転じます。その後、所定の年齢で0円となります。なお、特約(頭金部分を除きます。)に解約返戻金はありません。
 - 有期型の場合、主契約・特約ともに解約返戻金はありません。
 - 被保険者が死亡された場合、主契約の入院給付日額の10倍相当額の死亡返還金をお支払いします。
 - ただし、一時払契約・頭金部分については解約返戻金相当額の死亡返還金となります。なお、金額は多くの場合途中から減少に転じます。その後、所定の年齢で0円となります。
 - 頭金部分があるご契約は、保険料の自動貸付をお取り扱いします。猶予期間中に保険料が払い込まれない場合、解約返戻金額(無事故給付金部分に相当する解約返戻金額を除きます。)の範囲内で、保険料払込猶予期間の満了日に自動的に保険料を貸し付けます。貸付金の利息は所定の利率により複利で計算します。
 - 保険料の自動貸付を希望されない場合には、前もってお申し出が必要となります。
 - 一時払契約または頭金部分があるご契約は、契約者貸付制度のご利用が可能です。一時的に資金が必要な場合、解約返戻金額(無事故給付金部分に相当する解約返戻金額を除きます。)の70%の範囲内でご利用いただけます。貸付金の利息は所定の利率により複利で計算します。
 - 解約返戻金額が保険料の自動貸付および契約者貸付の元利合計額に不足する場合、ご契約は失効します。頭金部分があるご契約については、継続して保険料をお払い込みいただいた場合でも、貸付金の元利合計額のご返済がない場合、解約返戻金額の減少によりご契約が失効することになりますので、ご注意ください。

契約者配当金について

- この保険には、契約者配当金はありません。

年齢の計算について

- 被保険者のご契約時の年齢を契約年齢といえます。契約年齢は、ご契約時の満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- ご契約後の被保険者の保険契約上の年齢は、年単位の契約応当日ごと契約年齢に1歳ずつ加算します。

★保険種類をお選びいただく際には、「三井生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「三井生命の保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険です。
「三井生命の保険種類のご案内」は当社の担当者またはお客様サービスセンターにご請求ください。

★「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」を必ずご覧ください。

「契約概要」はご契約の内容等について特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申し込みにあたって特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずご確認ください。また、「ご契約のしおり-約款」は、ご契約に伴う大切なことから、必要な保険の知識等を記載していますので、必ずご一読のうえ大切に保存してください。

「ご契約のしおり-約款」記載内容例

- 健康状態・職業などの告知義務について
- 保障の責任開始時について
- クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について
- 生命保険契約者保護機構について
- 給付金や保険金などをお支払いできない場合について
- 解約と解約返戻金について
- 等

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

三井生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1
☎ 0120-318-766(お客様サービスセンター)

URL : <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

311125 A-24-11(平成24年4月1日)

●あなたのBESTパートナー

商品パンフレット

平成24年4月版

三井の **新 医 良 保 険** みついの しんいりょうほけん

Point 1

日帰り入院*、1泊2日の入院のときも

入院給付日額の**5日分**をお支払いします。

ケガや病気で4日以内の入院をしたとき
まとめて入院給付日額の **4日分** + 診断書代相当として入院給付日額の **1日分**

*入院基本料の支払いの有無等により判断します。

Point 2

1回の入院の**給付限度の型**が、

180日型 (お支払いの限度は180日) **90日型** (お支払いの限度は90日) から選べます。

「180日型」「90日型」いずれも通算での給付日数は**1,095日**まで保障します。

Point 3

ガンによる入院は、1回の入院・通算ともお支払い日数に**上限がありません**。

所定の手術を受けたとき
入院給付日額の**40倍・20倍・5倍**をお支払いします。〈各手術給付金〉

40倍……入院中に受けたガン治療のための開頭術・開胸術・開腹術
20倍……入院中に受けた上記以外の手術
5倍……入院せずに受けた手術

公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療*を受けた場合にお支払いします。

所定の放射線治療を受けたとき
入院給付日額の**10倍**をお支払いします。〈各放射線治療給付金〉

*公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料・放射線治療料の算定対象として列挙されている手術・放射線治療が、お支払いの対象となります。ただし、創傷処理・抜歯手術・血液照射等、お支払いの対象とならない手術・放射線治療があります。中面の「各手術給付金・各放射線治療給付金・先進医療給付金について」をご覧ください。

Point 5

5年ごとのお楽しみ! **無事故ボーナス**。

「無配当新医療保険2011(終身型)」(主契約)には、無事故給付金のないI型と無事故給付金のあるII型があります。5年間の対象期間中に主契約(II型)から給付金のお支払いがなかった場合、主契約(II型)の入院給付日額の5倍相当額の無事故給付金(無事故ボーナス)をお支払いします。



- 「無配当新医療保険2011(有期型)」は、無事故給付金のあるII型のみお取り扱いします。
- 無事故給付金のお支払いについては、中面の「無事故給付金について」をご覧ください。

あなたを守る医療保険。ポイントはココ!

Point 6

必要な保障を自由に選べる**多彩な特約ラインナップ**。

先進医療を保障 (先進医療特約2011) **先進医療による療養を受けたとき、被保険者が負担した先進医療の技術に係る費用相当額をお支払いします。(1回・通算とも1,000万円まで)**
●先進医療給付金のお支払いについては、中面の「各手術給付金・各放射線治療給付金・先進医療給付金について」をご覧ください。

ガンを重点保障 (ガン入院特約2011(男性向け) / 女性疾病入院特約2011(女性向け)) **ガンによる入院を開始したとき、ガン入院一時給付金*をお支払いします。ガン入院一時給付金のお支払い額:入院給付日額の20倍**
*2年に1回をお支払いの限度とします。

乳房再建術や所定の形成術等も保障 (女性疾病入院特約2011(女性向け)) **乳房再建術や所定の形成術等を受けたとき、形成治療給付金をお支払いします。形成治療給付金のお支払い額:入院給付日額の80倍(乳房再建術*) または20倍(瘢痕形成術等)**
*1乳房につき1回をお支払いの限度とします。

入院の長引く**生活習慣病**をしっかりと保障 (生活習慣病入院特約2011)

ストレス社会に強い味方 (ストレス性疾病入院特約2007)

ケガや病気で1日以上入院後の**生存退院時**に給付 (退院給付特約2009)

Point 7

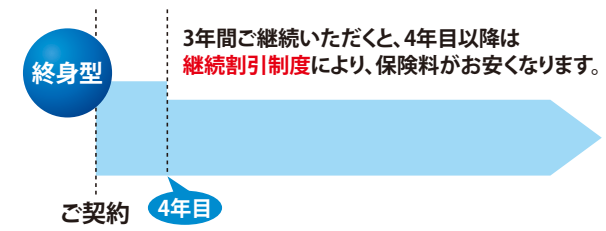
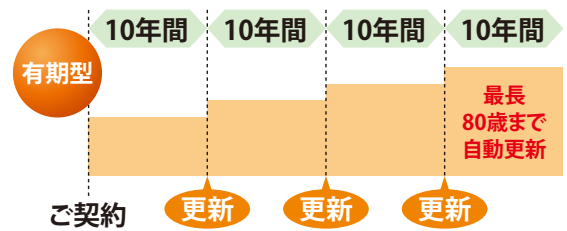
有期型と終身型から選べます。

最長80歳までの保障を準備できます。更新ごとに保険料はアップしていきます。

一生涯の保障を準備できます。更新による保険料のアップはありません。

有期型(保険期間10年)でご契約の場合の保険料イメージ

終身型(終身払)でご契約の場合の保険料イメージ



更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢・保険料率により計算します。

保険料払込期間は、所定の範囲内で終身払または有期払を選べます。

Point 8

もしものとき、**以後の保険料のお払い込みが不要**。

所定の高度障害状態 / **不慮の事故による所定の障害状態** に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除となります。

さらに、**楽々名人** (保険料払込免除特約2007)を付加することによって、

所定の3大疾病 / **所定の特定要介護状態(180日継続)** / **病気による所定の障害状態** に該当した場合も、

以後の保険料のお払い込みが免除となります。

- 楽々名人を付加されたご契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加されていない場合に比べて高くなります。
- 条件付保険特約が付加された場合等、ご契約内容によっては、楽々名人を付加できないことがあります。

プラン① ガンや生活習慣病を幅広くカバーする充実の入院保障

■ご契約例 [1回の入院の給付限度の型] **180日型**

男性

- ・主契約(Ⅱ型) : 日額 10,000円
- ・生活習慣病入院特約2011 : 日額 10,000円
- ・ガン入院特約2011 : 日額 10,000円
- ・先進医療特約2011 : 付加
- ・退院給付特約2009 : 給付金額 50,000円
- ・楽々名人 : 付加

女性

- ・主契約(Ⅱ型) : 日額 10,000円
- ・生活習慣病入院特約2011 : 日額 10,000円
- ・女性疾病入院特約2011 : 日額 10,000円
- ・先進医療特約2011 : 付加
- ・退院給付特約2009 : 給付金額 50,000円
- ・楽々名人 : 付加

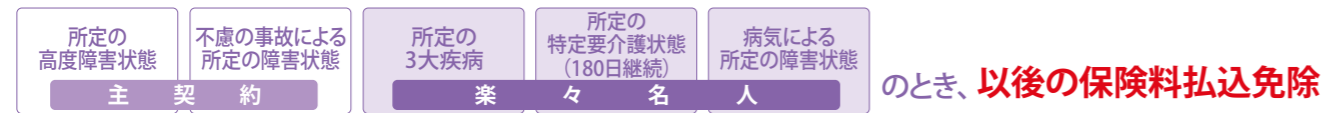
ケガや病気で入院後、生存退院したとき	入院を開始したとき		入院中に受けた		入院せずに受けた		所定の放射線治療	
	入院診断給付金(ガンの場合)	入院給付金の合計	ガン治療のための開頭術・開胸術・開腹術1回につき	左記以外の所定の手術1回につき	手術給付金の合計	手術給付金の合計	放射線治療給付金の合計	退院給付金
ケガや下記以外の病気の場合	1万円	4万円	1万円	—	20万円	5万円	10万円	5万円
ガン以外の所定の生活習慣病の場合	1万円	8万円 ^{*1}	2万円 ^{*1}	—	40万円 ^{*1}	10万円 ^{*1}	20万円 ^{*1}	5万円
ガンの場合	21万円	12万円	3万円 <small>ガンによる入院の支払日数は無制限</small>	—	120万円	60万円	30万円	5万円
ガン以外の所定の女性特有の病気の場合	1万円	8万円 ^{*1}	2万円 ^{*1}	—	40万円 ^{*1}	10万円 ^{*1}	20万円 ^{*1}	5万円

女性特有の病気の場合
女性疾病入院特約2011ならではの保障! 乳房再建術 **80万円** または はんこん 癬痕形成術等 **20万円** 形成治療給付金 ^{*2}

(1回・通算とも1,000万円まで) 先進医療給付金

先進医療による療養を受けたとき、被保険者が負担した先進医療の技術に係る費用相当額

主契約(Ⅱ型)から給付金のお支払いがなかった場合、5年ごとに無事故ボーナス **5万円** 無事故給付金



*1 被保険者が女性で、生活習慣病入院特約2011および女性疾病入院特約2011の両方の特約の対象となる疾病により給付金をご請求された場合、両方の特約から給付金をお支払いします。その場合、上記ご契約例では、「4日以内の入院をしたとき:12万円」「5日以上入院をしたとき:1日につき3万円」「入院中に受けた左記以外の所定の手術:60万円」「入院せずに受けた所定の手術:15万円」「所定の放射線治療:30万円」をお支払いします。

*2 女性疾病手術給付金と形成治療給付金の両方の支払事由に該当する手術を受けた場合は、形成治療給付金をお支払いし、女性疾病手術給付金はお支払いしません。その場合、上記ご契約例では、手術を受けたときのお支払い額が表示の金額と異なります。

上記ご契約例でご加入された場合の保険料(口座振替毎月払)

有期型Ⅱ型(無事故給付金あり) 契約年齢15歳~60歳

保険期間・保険料払込期間:10年

男性		女性	
契約年齢	保険料	契約年齢	保険料
30歳	8,298円	30歳	10,522円
40歳	10,168円	40歳	11,372円
50歳	15,618円	50歳	14,672円
60歳	27,513円	60歳	21,652円

所定の範囲内で、更新をお取り扱いします。更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢・保険料率により計算します。

終身型Ⅱ型(無事故給付金あり) 契約年齢20歳~65歳

保険期間・保険料払込期間:終身

男性		女性			
契約年齢	ご契約後3年間	4年目以降	契約年齢	ご契約後3年間	4年目以降
30歳	14,448円	13,998円	30歳	15,203円	14,773円
40歳	19,133円	18,583円	40歳	18,563円	18,033円
50歳	26,878円	26,128円	50歳	24,148円	23,488円
60歳	40,944円	39,834円	60歳	34,363円	33,423円

●終身型には、無事故給付金のないⅠ型もあります。

プラン② 日帰りからの入院・手術等を保障するベーシックなプラン

有期型Ⅱ型の場合

0~14歳

■ご契約例 [1回の入院の給付限度の型] **180日型**

男性

女性

共通

- ・主契約(Ⅱ型) : 日額 5,000円
- ・先進医療特約2011:付加

ケガや病気で入院後、生存退院したとき	入院を開始したとき		入院中に受けた		入院せずに受けた		所定の放射線治療	
	入院診断給付金	入院給付金の合計	ガン治療のための開頭術・開胸術・開腹術1回につき	左記以外の所定の手術1回につき	手術給付金の合計	手術給付金の合計	放射線治療給付金の合計	退院給付金
ケガや病気の場合	5,000円	2万円	5,000円 <small>ガンによる入院の支払日数は無制限</small>	—	20万円	10万円	2.5万円	5万円

(1回・通算とも1,000万円まで) 先進医療給付金

先進医療による療養を受けたとき、被保険者が負担した先進医療の技術に係る費用相当額

主契約(Ⅱ型)から給付金のお支払いがなかった場合、5年ごとに無事故ボーナス **2.5万円** 無事故給付金



上記ご契約例でご加入された場合の保険料(口座振替毎月払)

有期型Ⅱ型(無事故給付金あり) 契約年齢範囲0歳~14歳

男性		女性	
契約年齢	保険料	契約年齢	保険料
5歳	1,990円	5歳	1,960円
10歳	1,940円	10歳	1,980円
14歳	2,010円	14歳	2,110円

保険期間・保険料払込期間:10年
所定の範囲内で、更新をお取り扱いします。更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢・保険料率により計算します。

15~60歳

■ご契約例 [1回の入院の給付限度の型] **180日型**

男性

女性

共通

- ・主契約(Ⅱ型) : 日額 10,000円
- ・先進医療特約2011:付加
- ・楽々名人 : 付加

ケガや病気で入院後、生存退院したとき	入院を開始したとき		入院中に受けた		入院せずに受けた		所定の放射線治療	
	入院診断給付金	入院給付金の合計	ガン治療のための開頭術・開胸術・開腹術1回につき	左記以外の所定の手術1回につき	手術給付金の合計	手術給付金の合計	放射線治療給付金の合計	退院給付金
ケガや病気の場合	1万円	4万円	1万円 <small>ガンによる入院の支払日数は無制限</small>	—	40万円	20万円	5万円	10万円

(1回・通算とも1,000万円まで) 先進医療給付金

先進医療による療養を受けたとき、被保険者が負担した先進医療の技術に係る費用相当額

主契約(Ⅱ型)から給付金のお支払いがなかった場合、5年ごとに無事故ボーナス **5万円** 無事故給付金



上記ご契約例でご加入された場合の保険料(口座振替毎月払)

有期型Ⅱ型(無事故給付金あり) 契約年齢15歳~60歳

男性		女性	
契約年齢	保険料	契約年齢	保険料
20歳	5,253円	20歳	5,562円
30歳	5,933円	30歳	5,992円
40歳	6,713円	40歳	6,282円
50歳	8,943円	50歳	7,612円
60歳	14,403円	60歳	11,122円

保険期間・保険料払込期間:10年
所定の範囲内で、更新をお取り扱いします。更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢・保険料率により計算します。

終身型II型の場合

■ご契約例 **1回の入院の給付限度の型** **180日型** **男性** **女性** 共通
 ・主契約(II型) : 日額 5,000円
 ・先進医療特約2011: 付加
 ・楽々名人 : 付加

ケガや病気の 場合	入院を開始 したとき	4日以内の 入院を したとき まとめて4日分	5日以上 の入院を したとき 1日につき (180日まで)	入院中に受けた		入院せずに 受けた 所定の手術 1回につき	所定の 放射線治療 1回につき
	入院診断給付金	入院給付金	入院給付金	ガン治療の ための開頭術・ 開胸術・開腹術 1回につき	左記以外の 所定の手術 1回につき	手術給付金	放射線治療 給付金
	5,000円	2万円	5,000円 <small>ガンによる入院の 支払日数は無制限</small>	20万円	10万円	2.5万円	5万円

(1回・通算とも1,000万円まで) **先進医療給付金**

先進医療による療養を受けたとき、被保険者が負担した先進医療の技術に係る費用相当額

主契約(II型)から給付金のお支払いがなかった場合、5年ごとに無事故ボーナス **2.5万円** **無事故給付金**

所定の 高度障害状態	不慮の事故による 所定の障害状態	所定の 3大疾病	所定の 特定要介護状態 (180日継続)	病気による 所定の障害状態	のとき、以後の保険料払込免除
主 契 約		楽 々 名 人			

上記ご契約例でご加入された場合の保険料(口座振替毎月払)

終身型II型 (無事故給付金あり) 契約年齢20歳～75歳 保険期間・保険料払込期間:終身	男性	契約年齢			女性	契約年齢		
		ご契約後3年間	4年目以降	ご契約後3年間		4年目以降		
		30歳	4,533円	4,308円		30歳	4,333円	4,118円
		40歳	5,648円	5,373円		40歳	5,193円	4,928円
		50歳	7,513円	7,138円		50歳	6,673円	6,343円
		60歳	11,164円	10,609円		60歳	9,573円	9,103円
		70歳	17,120円	16,270円		70歳	14,525円	13,800円

●終身型には、無事故給付金のないI型もあります。

■主契約および災害・医療保障特約について

詳しい内容については、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

名称	主な支払事由	給付の種類	保障内容	給付限度
無配当新医療保険2011 (主契約)	ケガや病気で 1日以上入院のとき	入院診断給付金 ①⑤	入院1回につき入院給付日額と同額	—
	ケガで1日以上入院のとき	災害入院給付金 ②⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	1回の入院:90日または180日 ⑥ 通算:給付日数1,095日
	病気で1日以上入院のとき	疾病入院給付金 ⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	1回の入院:90日または180日 ⑥⑦ 通算:給付日数1,095日 ⑦
	ケガや病気で 所定の手術を受けたとき	手術給付金 ⑤	手術1回につき 入院給付日額の40倍・20倍・5倍	—
	ケガや病気で所定の放射線 治療を受けたとき	放射線治療給付金 ⑤	放射線治療1回につき 入院給付日額の10倍	60日に1回
生活習慣病入院特約2011	5年間の対象期間中に、いず れの給付金もお支払いがな かったとき(II型のみ)	無事故給付金	5年ごとに入院給付日額の5倍相当額	—
	所定の生活習慣病で 1日以上入院のとき	生活習慣病入院 給付金 ⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	1回の入院:90日または180日 ⑥⑦ 通算:給付日数1,095日 ⑦
	所定の生活習慣病で所定の 放射線治療を受けたとき	生活習慣病手術 給付金 ⑤	手術1回につき入院給付日額の 40倍・20倍・5倍	—
ガン入院特約2011 (男性向け)	所定の生活習慣病で所定の 放射線治療を受けたとき	生活習慣病放射線治 療給付金 ⑤	放射線治療1回につき 入院給付日額の10倍	60日に1回
	ガンによる 入院を開始したとき	ガン入院一時給付金 ⑤	入院給付日額の20倍	2年に1回
	ガンで1日以上入院のとき	ガン入院給付金 ⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	(給付限度なし)
女性疾病入院特約2011 (女性向け)	ガンで所定の 手術を受けたとき	ガン手術給付金 ⑤	手術1回につき 入院給付日額の40倍・20倍・5倍	—
	ガンで所定の 放射線治療を受けたとき	ガン放射線治療給付金 ⑤	放射線治療1回につき 入院給付日額の10倍	60日に1回
	ガンによる 入院を開始したとき	ガン入院一時給付金 ⑤	入院給付日額の20倍	2年に1回
	ガンを含む所定の女性特有 の病気で1日以上入院のとき	女性疾病入院給付金 ⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	1回の入院:90日または180日 ⑥⑦ 通算:給付日数1,095日 ⑦
	ガンを含む所定の女性特有 の病気で所定の手術を受け たとき	女性疾病手術給付金 ③⑤	手術1回につき 入院給付日額の40倍・20倍・5倍	—
ストレス性疾病入院特約 2007	ガンを含む所定の女性特有 の病気で所定の放射線治療 を受けたとき	女性疾病放射線 治療給付金 ⑤	放射線治療1回につき 入院給付日額の10倍	60日に1回
	乳房再建術や所定の 形成術等を受けたとき	形成治療給付金 ③⑤	手術1回につき 【乳房再建術】入院給付日額の80倍 【所定の形成術等】入院給付日額の20倍	乳房再建術:1乳房につき1回
先進医療特約2011	所定のストレス性疾病で 1日以上入院のとき	ストレス性疾病入院給 付金 ⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	1回の入院:90日または180日 ⑥ 通算:給付日数1,095日
退院給付特約2009	ケガや病気で入院後、 生存退院したとき	先進医療給付金	被保険者が負担した先進医療の技術に 係る費用相当額	1回・通算とも1,000万円
	ケガや病気で入院後、 生存退院したとき	退院給付金 ④⑤	入院1回につき特約給付金額	1回の入院:1回 通算:30回

- ①入院診断給付金は、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院が、お支払いの対象となります。
- ②災害入院給付金は、事故の日からその日を含めて180日以内に支払事由に該当した場合が、お支払いの対象となります。
- ③女性疾病手術給付金と形成治療給付金の両方の支払事由に該当する手術を受けた場合は、形成治療給付金をお支払いし、女性疾病手術給付金はお支払いしません。
- ④退院給付金は、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院後の生存退院が、お支払いの対象となります。
- ⑤主契約および各特約の各入院給付金・入院診断給付金・各手術給付金・各放射線治療給付金・ガン入院一時給付金・形成治療給付金・退院給付金は、治療を目的とした病院または診療所での入院・手術等が、お支払いの対象となります。
- ⑥主契約の給付限度の型は、1回の入院のお支払いの限度を90日とする90日型と、1回の入院のお支払いの限度を180日とする180日型からお選びいただけます。なお、各入院特約の給付限度の型は主契約と同一とします。
- ⑦ガンによる入院は、1回の入院・通算とも給付限度はありません。

- 給付金のお支払いの原因となる傷害や疾病が責任開始時前に生じていた場合には、給付金をお支払いできないことがあります。
- 生活習慣病入院特約2011・ガン入院特約2011・女性疾病入院特約2011・ストレス性疾病入院特約2007は、被保険者が15歳以上の場合にのみ付加することができます。
- 先進医療特約2011は、当社の他のご契約と合わせて、同一被保険者につき1契約にのみ付加することができます。
- 一時払でご加入される場合、災害・医療保障特約は付加できません。

無事故給付金について

●主契約(II型)から対象期間中に給付金のお支払いがなかった場合、主契約(II型)の入院給付日額の5倍相当額の無事故給付金をお支払いします。無事故給付金のお支払いの判定に用いる期間を対象期間といい、その期間は、責任開始の日からまたは5年ごとの契約応当日から、その直後に到来する5年ごとの契約応当日の前日までとなります。なお、有期型で最後に到来する5年ごとの契約応当日(または更新日)から保険期間満了までの期間が5年未満の場合は、その期間を対象期間とし、【主契約(II型)の入院給付日額×対象期間(年数)】相当額の無事故給付金をお支払いします。

各手術給付金・各放射線治療給付金・先進医療給付金について

●各手術給付金は、手術を受けた時点において公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術が、お支払いの対象となります。ただし、「創傷処理または小児創傷処理」「皮膚切開術または鼓膜切開術」「デブリードマン」「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」「外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術」「鼻腔粘膜焼灼術または下甲介粘膜焼灼術」「抜歯手術」は対象外となります。また、医科診療報酬点数表の改定により、お支払いの対象となる手術は変動します。各手術給付金のお支払い額は、入院中に受けたガン治療のための開頭術・開胸術・開腹術は入院給付日額の40倍、入院中に受けた上記以外の手術は入院給付日額の20倍、入院せずに受けた手術は入院給付日額の5倍となります。また、手術内容によっては、お支払いに制限があります。

●各放射線治療給付金は、放射線治療を受けた時点において公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療が、お支払いの対象となります。ただし、血液照射は対象外となります。また、医科診療報酬点数表の改定により、お支払いの対象となる放射線治療は変動します。

●先進医療給付金は、療養を受けた時点において厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに定められた施設基準に適合する病院または診療所で行われるもの)に限ります。による療養が、お支払いの対象となります。療養を受けた時点で、新たに先進医療として定められている医療技術はお支払いの対象となり、公的医療保険制度の給付対象となった医療技術および先進医療としての承認を取り消された医療技術はお支払いの対象とはなりません。